

令和6年度第2回岡山大学病院の医療安全に係る外部監査委員会議事要旨

日時 令和6年12月5日（木）15時00分～16時33分

場所 岡山大学病院 総合診療棟西棟5階 第13カンファレンスルーム

出席者 【委員】松山委員長、長谷川委員、清板委員

【岡山大学病院】前田病院長、塚原医療安全管理責任者・医療安全管理部長、増山高難度新規医療管理部長、座間味医薬品安全管理責任者、大澤医師 GPSM、渡辺医師 GPSM、白井歯科医師 GPSM、正岡薬剤師 GPSM、丸山看護師 GPSM、山本看護師 GPSM、川村事務部長、藤井総務課総括主査、藤井医事課長、渡辺医事課総括主査、高木医事課主任

【法人監査室】三垣法人監査室長、山下法人監査室専門員、棟岡法人監査室総括主査

1. 開 会

議事に先立ち、塚原医療安全管理部長から、岡山大学病院の出席者のうち、今回から新たに委員会に参加する職員の紹介があった。

続いて、前田病院長から開会の挨拶があった。

2. 議 事

(1) 働き方改革の現状と今後の取り組み等について

初めに、長谷川委員から、議題提案の趣旨について説明の後、岡山大学病院における働き方改革への取組状況についてお伺いしたいとの発言があり、藤井総務課総括主査から資料に基づきこれまでの取組と今後の課題について説明があった。

以上の説明に対し、長谷川委員から、医師の働き方改革に関する労務諮問会議の審議内容について質問があり、藤井総務課総括主査から、医師の一月の勤務状況について報告を行い、必要に応じて対応を協議している旨回答があった。また、長谷川委員から、新たに導入された勤怠管理システムにより、時間外労働時間数を客観的に把握できるようになったことで、勤務実態に即して時間外勤務手当が支給されるようになっており、労務管理上非常に望ましいことであるとの発言があった。さらに、長谷川委員から、兼業先の勤務データの把握方法について質問があり、藤井総務課総括主査から、医師本人がシステムに入力する自己申告の形になっているため、その点については負担増となっている旨回答があった。それを受けて、長谷川委員から、医師の負担を減らすために、将来的には兼業先の勤務時間もシステムで自動的に管理されるようになれば望ましい旨発言があった。続いて、長谷川委員から、クラークセンターの運用状況について質問があり、川村事務部長から、タスクシフトによる医師の負担軽減や財源についても考慮し、他大学の状況を参考としながら、クラークの効率的な配置について現在検討している旨回答があった。続いて、清板委員から、自己研鑽と時間外勤務を明確化したとのことだが、例えば学会発表用の資料作成はどちらにあたるのか、との質問があり、藤井総務課総括主査から、業務として命じられているかどうかによって区別している旨回答があった。また、清板委員から、長時間労働者に対して行われる面接指導の内容は、合理的な働き方についての教育的指導なのか、あるいは、健康状態の確認のための面接なのか、との質問があり、藤井総務課総括主査から、後者のような健康確保を目的としたものであるとの回答があった。続いて清板委員から、先ほど質問した面接

指導は、一定の勤務時間数を超えた者を対象としているということだったが、勤務時間数が基準に満たない場合でも自分から希望して面接指導を受けることができるのかとの質問があり、藤井総務課総括主査から、その場合は産業医面談を利用していただくような仕組みになっている旨回答があった。また、清板委員から、女性医師に対する支援として設けられている非常勤医師のワークシェアリング枠の利用数は増加しているのか、との質問があり、藤井総務課総括主査から、予算の都合上、使用可能な枠数が予め決まっていること、また、その枠数は概ね使用されている状況である旨回答があった。さらに、塚原医療安全管理責任者・医療安全管理部長から補足として、自己研鑽と時間外勤務については基準を定めることで客観的に区別しており、その基準については院内でコンセンサスを得ていること、また、医師に対してはストレスチェックを実施し、客観的な指標を基に、まずは各診療科で必要な対応を行い、診療科単位では対応が難しい状態であれば、病院長を中心に病院全体で長時間労働の防止に取り組むような体制をとっている旨説明があった。最後に、松山委員長から令和17年度までに全医師について特例水準を解消する見通しについて質問があり、藤井総務課総括主査から、令和6年度は前年度と比べて病院全体の時間外勤務時間数が減少傾向となっているので、特例水準の解消に向けて引き続き働き方改革に取り組んでいく旨回答があった。

(2) 診療契約における患者の行動制限の範囲について

大澤医師 GPSM から、資料に基づき、入院患者の行動制限の現状について説明があり、どこまで行動制限が可能なのか、ご意見を伺いたいとの発言があった。

以上の説明に対し、長谷川委員から、事前に禁止事項等について説明し、署名された誓約書を徴取した上でなら、医学上及び病院の管理運営、または安全管理上必要な範囲で行動制限は可能と考えられる、との発言があった。また、清板委員から、禁止事項だけではなく、許可される事項やそれがどのような場合に許可されるのかも併せて説明を受けていれば、患者さんも安心するのではないか、との発言があった。さらに、松山委員長から、十分な話し合いにより医師と患者及び患者の家族との間に信頼関係を築いておくことが重要であるとの発言があった。

3. 講 評

松山委員長及び長谷川委員から、本日の監査結果に基づき、次のとおり講評が述べられた。

(1) 働き方改革の現状と今後の取り組み等について

・松山委員長

働き方改革の現状と今後の取り組み等について、労働時間管理のためのガイドラインの制定により、業務と業務外活動の明確化と医師の労働時間に対する意識改革を実施し、また、他大学に先駆けて勤務管理システムを新たに導入することで、自院における労働時間を適正に管理し、加えて他病院での勤務データもシステムで管理することで、医師の時間外労働時間を把握し、時間外・休日労働の上限規制への対応に取り組んだことが確認できた。

今後は「岡山大学病院改革プラン」にも掲げている「令和11年度までに特例水準該当者の労働時間数50%削減、令和17年度までには全医師に対して特例水準解消を図る」という目標の達成に向け、医師の労働時間の短縮に加えて、働き方改革により増加した事務作業等の負担軽減などの新たな課題にも引き続き取り組んでいただくことを期待する。

・長谷川委員

岡山大学病院においては、「労働時間管理のためのガイドライン」の制定・導入、他大学に先行した勤怠管理システム「Dr. JOY」の共同開発・導入など、一連の働き方改革について、想像した以上に従前より取り組んでいること、また、以上の取り組みの中で、新たな課題が浮き彫りになり、今後もその課題を解決していく必要があるということが理解できた。以上の岡山大学病院の働き方改革に対する姿勢や取り組みは、評価できる。

医師を含めた病院の職員が健康で働きやすい職場環境を整えることは、医療の安全にも資するものである。一方で、職員の負担軽減は病院経営等にも密接に関わってくる事項であり、把握しているものも含めて課題は一つ一つ解決していくほかなく、根気のいる地道な作業が予想される。今後も、引き続き岡山大学病院が働き方改革に取り組み、高度な医療を提供するとともに医療の安全を確保していくことを期待する。

(2) 診療契約における患者の行動制限の範囲について

診療契約における患者の行動制限の範囲について、入院案内による入院時の禁止事項についての事前説明、周知に加えて、インシデントレポートで、入院中に発生した事案に対する改善案を随時提案、共有していることなど、必要な対応に努めていることが確認できた。

本日の監査で述べた意見も参考にして、今後も医療安全管理に引き続き取り組んでいきたい。

4. 閉会・事務連絡

閉会にあたり、前田病院長から本日の外部監査について謝辞が述べられた。また、医師の働き方改革に取り組んでいく中で医師の労働の実態が把握できたので、タスクシフトなどによって、医師の負担軽減を進めていく、また、自己研鑽と時間外労働を明確化したことにより、自己研鑽へのモチベーションの低下が懸念されるので、患者さんのためにも自己研鑽は必要であるということをしっかり発信していきたいとの発言があった。

三垣法人監査室長より、次回（令和7年度第1回委員会）の開催について、6月頃を予定しており、開催時期が近づいたら、改めて日程調整させていただきたい旨お知らせがあった。

以上